

消食表第 389 号

令和 3 年 9 月 15 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

( 公 印 省 略 )

「食品表示基準について」の一部改正について

「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）における「別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」では、遺伝子組換え表示の妥当性を確認するための検査法を定めています。このたび、分別生産流通管理を実施した非遺伝子組換えダイズ穀粒及びトウモロコシ穀粒について遺伝子組換え農産物の意図せざる混入があるかどうかを確認するための検査法を新設するとともに、現行の検査法で使用できる検査機器の追加等を行いました。

つきましては、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について」の一部を改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。